概要版

寒川町歯及び口腔の健康づくり推進条例の改正（案）

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント（町民意見の公募）

（意見募集期間）
令和７年９月９日（火） ～ 令和７年10月９日（木）

【計画改定の背景】

寒川町歯及び口腔の健康づくり推進条例は、歯及び口腔の健康づくりが、生活習慣病の予防など全身の健康の保持増進に重要な役割を果たすことを鑑み、歯及び口腔の健康づくりに関し基本理念を定め、町民の生涯にわたる健康の保持推進を図るため、平成 26 年に制定しました。近年の社会情勢の変化により、条例の整備が必要となっています。

計画の基本理念

歯及び口腔の健康づくりは、子どもの健やかな成長、食育の推進、生活習慣病及び介護の予防、重症化の防止等に資するものであることから、町民一人一人が、生涯にわたり自主的に歯及び口腔の健康づくりに関する取組を推進できるよう、環境の整備を図ることを基本理念とする。

改正のポイント

近年における歯科に係る新たな動きをふまえ、歯及び口腔の健康づくりをより一層推進するため、条例の改正を行う。

改正の内容

第5条 歯科医療等業務従事者の責務

（歯科医療等業務従事者の責務）
第5条
２ 歯科医療等業務従事者は、歯科検診その他の機会を通じて、虐待その他の歯及び口腔の健康づくりを阻害するおそれのある社会的要因の早期発見に努めるものとする。

【趣 旨】

第2項は、歯科医療等業務従事者が歯科検診等、虐待その他の歯及び口腔の健康づくりを阻害するおそれのある社会的要因を発見する可能性のある機会が多いことに鑑み、要因の早期発見を努力義務として定め、追加したものである。

【解 説】

「虐待その他の歯及び口腔の健康づくりを阻害するおそれのある社会的要因」とは、虐待の他、保護者による適切な健康管理が難しい場合（病気等の理由により、保護者が児童等の歯及び口腔の状態を把握できない等）を想定している。

第7条 基本的施策

（基本的施策）

第7条　町は、町民の歯及び口腔の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

（2）高齢期における口腔機能維持及び向上に係るオーラルフレイル予防に関する取組を推進すること。

（9）歯科医療等業務従事者並びに保健、医療、教育及び社会福祉関係者並びに事業者との連携体制の構築及び歯及び口腔の健康づくりに関する取組を推進し、並びに歯及び口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に果たす役割に係る普及啓発に関すること。

（10）フッ化物応用等の効果的なう蝕予防対策の推進に関すること。

（11）災害、感染症のまん延その他非常の事態における歯及び口腔の健康づくりに関する対策を推進すること。

【趣 旨】

第7条は、歯及び口腔の健康づくりが全身の健康づくりを果たす役割から、町が実施すべき取組や生涯を通じた取組を定め、追加したものである。

【解 説】

1 第2号「高齢期における口腔機能維持及び向上に係るオーラルフレイル予防に関する取組を推進すること。」とは、第1号記載の8020運動や、オーラルフレイル対策（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態となることを未然に防ぐための取組をいう。）等、積極的な歯の健康づくりの普及啓発事業を展開しようとするもので、口腔と全身の健康との関連に着目して、高齢期に対するオーラルフレイル対策等に取り組んでいくことをいう。

2 第9号「歯科医療等業務従事者並びに保健、医療、教育及び社会福祉関係者並びに事業者との連携体制の構築及び歯及び口腔の健康づくりに関する取組を推進し、並びに歯及び口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に果たす役割に係る普及啓発に関すること。」とは、第1条（目的）記載のとおり、歯及び口腔の健康づくりが、生活習慣病の予防その他の全身の

健康の保持増進に重要な役割を果たすことに鑑み、歯科医療等業務従事者並びに保健、医療、教育及び社会福祉関係者並びに事業者が連携した取組を推進するとともに、歯及び口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に果たす役割の重要性を普及啓発していくことをいう。

3 第10号「フッ化物応用等の効果的なう蝕予防対策の推進に関すること。」とは、町や教育等の関係機関がフッ化物応用（フッ化物を用いる方法によりう蝕に対する抵抗性を高めることをいう。）をはじめとする歯科検診、歯科保健指導、健康教育などのう蝕予防対策を行う場合に、効率的な手法や予防効果について、情報提供や技術的支援を行うことをいう。

4 第11号「災害、感染症のまん延その他非常の事態における歯及び口腔の健康づくりに関する対策を推進すること」とは、災害、感染症のまん延その他非常の事態においても、町民が歯及び口腔の健康づくりに取り組めるよう、災害等発生時の歯及び口腔の健康づくりに関する対策を推進することをいう。地震、風水害等の災害のみではなく、新型コロナウイルス感染症等の新興感染症を含めた感染症のまん延にも対応できるよう、「災害、感染症のまん延その他非常の事態」を対象としたものである。

全体資料の閲覧方法

「寒川町歯及び口腔の健康づくり推進条例（案）」の資料全編は、寒川町のホームページからご覧いただけます。

HP 内で『寒川町歯及び口腔の健康づくり推進条例　』と検索。

◆ https://www.town.samukawa.kanagawa.jp/

▶HP 二次元コード

HP 二次元コードは９月９日からご覧になれます。

※次の場所で全体資料を閲覧できます。

- 役場本庁舎２階情報公開コーナー　・役場別館２階健康づくり課
- シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)・健康管理センター
- 北部文化福祉会館　・南部文化福祉会館
- 町民センターおよびセンター分室　・総合図書館

ご意見の提出方法について

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

① 郵　送：下記宛先へ郵送してください。
② ＦＡＸ：0467-74-9141
③ メール：kenkou@town.samukawa.kanagawa.jp
④ 電子申請は、右の二次元コードから

提出フォーム

⑤ 担当課へ持参又は各施設回収箱へ投函
受付：土日祝日および年末年始を除く、
午前８時 30 分～午後５時。
※役場以外の施設においては、
施設開館時間に準じます。

宛先：寒川町役場　健康福祉部　健康づくり課
健康づくり担当

記入事項
別添の回答用紙の内容に沿ってご記入ください。メールによる回答など回答用紙を用いない場合は、ご住所等も含め、回答用紙と同内容を任意の様式でご記入ください。

募集期間
令和７年９月９日（火）～令和７年 10 月９日（木）

いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「寒川町歯及び口腔の健康づくり推進条例」の参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限って使用し「個人情報保護法」に従い適正に管理いたします。

お問合せ先

寒川町役場　健康福祉部　健康づくり課
健康づくり担当

住　所　〒253-0196
寒川町宮山 165 番地

電　話　0467-74-1111
ＦＡＸ　0467-74-9141

「高座」のこころ。
高座郡さむかわ